明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

別記様式第３号（第５条関係）

第　　号

終　了　証　明　書

写　真

押出しスタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法施行令第33条の５の３第２項第１号ハ第４項第１号ハ

の規定による指定を受けた教習の課程（教習課程（大型）／教習課程（中型）／教習課程（準中型）／教習課程（普通）／教習課程（大自二）／教習課程（普自二）／教習課程（大型二種）／教習課程（中型二種）／教習課程（普通二種））を終了した者

であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称　　印
管理者

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号（第５条関係）

第　　号

終　了　証　明　書

写　真

押出しスタンプ

住　所

氏　名

年　月　日生

上記の者は、　年　月　日道路交通法施行令第33条の６第２項第１号ハ第４項第１号ハ

の規定による指定を受けた教習の課程（教習課程（大型）／教習課程（中型）／教習課程（準中型）／教習課程（普通）／教習課程（大自二）／教習課程（普自二）／教習課程（大型二種）／教習課程（中型二種）／教習課程（普通二種））を終了した者

であることを証明する。

年　月　日

所在地
名　称　　印
管理者

備考　１　写真は、終了前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部改正）

第二条　応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 ［一～四　略］	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年五月十三日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

一　第一条の規定による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「旧規則」という。）別記様式第二号の指定書　第一条の規定による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「新規則」という。）別記様式第二号の指定書

二　旧規則別記様式第三号の終了証明書　新規則別記様式第三号の終了証明書